

令和4年10月17日

各 位

神奈川労働局総務部
労働保険徴収課長

労働保険未手続事業一掃強化期間に係る広報用リーフレットの配布について

日頃より労働行政の運営に格別のご理解とご高配を賜り厚く御礼申し上げます。さて、労働保険（労働者災害補償保険及び雇用保険）は、原則として、労働者を一人でも雇用している事業場は適用事業となり、その事業主は加入手続きを行う必要がありますが、小規模事業を中心になお、未手続事業が存在しております。

そのため、厚生労働省としては、年間を通じた「未手続事業の一掃」を主要課題と位置付け、その解消を図るため、今年度より11月を「労働保険未手続事業一掃強化月間」と名称を改め、全国において未手続事業一掃活動を展開しているところです。

神奈川労働局といたしましても、労働保険制度のより一層の理解及び周知を図り、年間を通じた啓発を行うことを目的として広報用リーフレットを作成いたしましたので、厚生労働省並びに当労働局における広報活動の趣旨をご理解いただき、リーフレットの配架をお願いしたく、特段のご協力を賜りますようお願いいたします。

また、貴団体で発行されております「機関誌（紙）」等に別添「広報原稿」の記事の掲載が可能でしたら掲載していただけますよう併せてお願ひいたします。

事務担当：労働保険徴収課適用第三係
〒231-0015 横浜市中区尾上町5-77-2
TEL 045-650-2865
FAX 045-650-2806



働くを守る。 暮らしを守る。

「いい職場」って何だろう。

働きやすさやアットホームな雰囲気。

従業員のやる気や笑顔。

などなどいろんな条件があるように思います。

でも忘れてはならない義務があります。

労働保険の成立手続です。

正社員、パート、アルバイトなど雇用形態にかかわらず、

労働者を一人でも雇っていたら、

労働保険の成立手続を行う義務があります。

仕事中や通勤中の負傷、疾病から守る「労災保険」。

労働者の休業や失業生活から守る「雇用保険」。

労働保険は、その二つの総称です。

労働保険



電子申請なら24時間、365日いつでもOK! 口座振替納付も便利

詳しくは、都道府県労働局、労働基準監督署又はハローワークへご相談ください。
厚生労働省ホームページ <https://www.mhlw.go.jp>

労働保険



事業主の皆さんへ

「労働保険」とは、労災保険（労働者災害補償保険）と雇用保険の総称です。

このリーフレットで、貴事業場について労働保険の成立手続義務の有無などをご確認の上、まずは、所轄の都道府県労働局、労働基準監督署、公共職業安定所（ハローワーク）へご相談ください。



成立手続義務のある事業場

次の事業場は、労働保険の成立手続が法律で義務づけられています。
(強制適用事業場)

正社員、パート、アルバイトなどの名称や雇用形態にかかわらず、労働者を1人でも雇っている事業場は強制適用事業であり、成立手続を行う義務があります。

※5人未満の労働者を使用する個人経営の農林水産の事業については、強制適用事業場から除外されています。※強制適用以外の事業場でも、要件を満たせば労災保険と雇用保険に加入することができます（任意加入制度）。

労働者とは？

正社員、パート、アルバイトなどの名称や雇用形態にかかわらず、労働に対して賃金が支払われる者をいいます。

短時間労働者（パート、アルバイト等）について

労災保険は、短時間労働者を含む全ての労働者が対象となります。雇用保険は、労働時間等一定の要件を満たす場合は短時間労働者も対象となります。

※法人の役員、同居の親族等は一定の場合を除き労災保険、雇用保険の対象となりません。

成立手続を怠っていると？



①遅って保険料を徴収するほか、追徴金も徴収します。

労働局、労働基準監督署又はハローワークから指導を受けたにもかかわらず、労働保険の成立手続を行わない事業主に対しては、政府が職権により成立手続を行い、労働保険料額を決定します。その際、労働保険料は手続を行っていないかった過去の期間についても遅って徴収することになり、併せて、追徴金も徴収します。また、労働保険料や追徴金を支払わない場合には、滞納者の財産について差押え等の処分を行います。

②労働災害が生じた場合、労災保険給付額の全部又は一部を徴収します。

事業主が、故意又は重大な過失により労災保険の成立手続を行わない、いわゆる未手続の期間中に生じた事故について労災保険給付を行った場合は、労働基準法の規定による災害補償の価額の範囲で、保険給付に要した費用に相当する金額の全部又は一部を事業主から徴収します。

③事業主の方のための助成金が受けられません。

雇用調整助成金（休業等によって雇用維持を図る事業主に助成）や、特定求職者雇用開発助成金（高年齢者や障害者など、就職が特に困難な者を雇い入れる事業主に助成）などの、事業主のための雇用関係助成金については、労働保険料の滞納がある場合、受給できない場合があります。

電子申請での手続、
口座振替納付が便利。

労働保険料及び一般拠出金は、口座振替により納付いただくことが可能です。口座振替をご利用いただくためには、口座番号等を記載した申込用紙を、口座を開設している金融機関の窓口にご提出ください。

詳しくは、厚生労働省ホームページで「労働保険料等の口座振替納付」と検索してください。電子申請での手続をご利用いただくと、行政機関に出向くことなく、自宅やオフィスでいつでも申請等の手続を行うことができます。